

出資金に係るリスクのご説明

1. 出資金は、元本保証、確定利回りではありません。
2. 出資金は預金と同じではありません。預金保険法による保護の対象外です。
3. 出資金は市場で流通している株式とは異なり多くの制約があります。出資金の譲受・譲渡や売買は信用金庫法に基づき当金庫の承諾がないとできません。また、質入れその他担保とすることもできません。
4. 出資金の譲受・譲渡は当金庫が承諾し、会員資格を有する者に対してのみ行うことができます。また、譲渡のご依頼がありましても新たに加入の申し出がなければ払戻しできませんが、当金庫に買取りを請求する事ができます。この場合は「その請求の日から6ヶ月を経過した日以降に到来する事業年度末（通常3月31日）」と定められており、最長で約1年6ヶ月を要する場合があります。（信用金庫法第16条）
5. 加入のご依頼がありましても、同日までに既存加入者より譲渡の申し出が無い時はご依頼日と出資金加入日が異なる場合があります。
6. 出資金の譲渡（払戻し）を請求する場合の払戻しの額は、その会員（お客様）が所有している出資額を超えることはできません。
7. 会員に当金庫の債務が存在し6ヶ月以上元利金のご返済が滞った場合は、出資金持分の払戻しを停止することがあります。又、総代会の決議により会員の地位を喪失し、喪失後払戻金に対し当金庫の債務に充当することがあります。
8. お届けの住所、居所、勤務先に変更が生じた場合は当金庫までご連絡下さい。ご連絡がない場合、以後の通知を行わない事があります。また住所、居所、勤務先のすべてが地区外となった場合は会員資格を失い法定脱退扱いとなります。
9. 死亡や地区外への転居、会社の解散などにより法定脱退された場合の出資金の払戻しは、ご依頼日の翌年度の4月1日以降となります。
10. 配当率は毎年3月31日の決算状況により総代会で承認を受け決定されますが、毎年一定ではありません。
11. 配当金は合併等の特別な要因が無い限り3月31日現在の会員に1年分をお支払い致します。決算期の途中で譲渡した場合の配当金は受けられません。
12. 新規加入、増口申出で増資扱いとなる場合、配当金は加入日から3月31日迄の日割計算となります。